石島会計メモ

中央区日本橋本石町 4-5-12
友泉本石町ビル３階
石島公認会計士事務所
(03)3275-1311
発行責任者　石島慎二郎

２０２５年７月号

学費の取扱い

祖父母が孫の学費を負担した場合

親が子の学費を負担することは通常かと思いますが、子どもが私立に進学した場合など、学費が思ったよりも高額になる場合があります。このとき、祖父母に援助してもらうこともありますが、祖父母が孫の学費を負担した場合は税金の問題が出てくるのでしょうか。

原則は贈与？

祖父母が孫の学費を負担した場合、資金援助となり基本的には祖父母から孫への贈与となります。ただし、学費を負担したら必ず贈与税がかかってくるかといえばそうとは限らず、非課税になる場合があります。以下、非課税となるケースを見てみましょう。

１．生活費や教育費の非課税（都度贈与）

生活費は、通常の日常生活に必要な費用をいい、治療費、養育費、その他子育てに関する費用などを含みます。教育費は、学費のほか教材費、文具費などをいいます。塾などの費用も含みます。

これらの生活費や教育費として必要な都度、直接これらに充てるためのものに限り、贈与税はかからないものとされています。ポイントとなるのは、「都度」、「直接」です。

「都度」というのは、必要な金額を、必要なタイミングで都度支払うことです。具体的な金額が定められているわけではありませんが、実際に必要となる金額以上だったり、一般的な金額を越えたり、前払いする場合などには贈与税が発生する可能性があります。

また、「直接」ということですが、教育機関などに直接支払う必要があります。子や孫に資金を移してから教育機関に払うとなると、贈与税の対象となるおそれがありますので注意しましょう。

２．教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税制度

前述１では、必要な金額以上を贈与すると贈与税のおそれがあると書きましたが、一括して贈与したい場合はこの制度の利用が考えられます。

父母や祖父母から 30 歳未満の子や孫に対して、金融機関等との契約で専用口座を開設するなど一定の条件を満たし、教育資金非課税申告書を税務署に提出すれば利用できます（2026 年 3 月 31 日まで）。

この制度を利用すれば、学校等に直接支払われるものは **1,500 万円までは非課税**（学校等以外に直接支払われるものは 500 万円まで）となります。ただし、贈与を受けた人が 30 歳になっても贈与された資金を使い切れず残額がある場合は、残った資金に対し贈与税がかかります。また、贈与した人が亡くなった場合は、相続税の課税対象となることがあります。

３．110 万円非課税（暦年贈与）

こちらは学費に限りませんが、贈与を受けた金額が暦年（1 月～12 月）で **110 万円以内であれば非課税**となります。110 万円以内であればタイミングは問いませんので、都度でなくても生活費や教育費でなくても、贈与税かからず資金援助をすることができます。

証拠書類は確実に残すこと

以上、学費と贈与税の関係についての説明でしたが、いずれの場合にも証拠書類はしっかりと残しておくようにしましょう。

１の都度贈与においては振込控えや領収書とともに記録を残しておくことが望ましく、２の教育資金一括贈与非課税制度では支払い時の領収書などを提出する必要があります。

また、３の暦年贈与では、毎回贈与契約書を作成するようにしましょう。「今後 10 年間 100 万円ずつ贈与するものとする」などとした場合には、1,000 万円の贈与と判断され、110 万円を超えた贈与として贈与税の対象となる危険があります。

せっかく学費を負担してあげたのに贈与税がかかってしまっては残念ですから、このあたりに注意して次世代を支えていきましょう。